|  |  |
| --- | --- |
| 　令和　２年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞　 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第30号議案藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する一部を改正する条例 | 1. 住民要望から出発している改正か。
2. 駅南区域で改正を必要としている事実があるか。
3. 用途制限の変更点

１：劇場、映画館、演劇場、観劇場の建設が可となる２：単独車庫建設の制限（300㎡以下2階以下）がなくなる３：建築物附属自動車車庫制限（2階以下）がなくなる４：倉庫業倉庫が建設できるようになる５：危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場でも床面積150㎡以下なら建設可能となる６：50㎡以下に限り認められていた自動車修理工場が300㎡以上でも建設可能となる７：量が少ない工場に限り、火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵、処理をする工場、倉庫等の建設が可能となるこうした事が住民に説明がなされ、合意がなされているか。1. 容積率が増え建ぺい率が減る変更によって、緑地が減る、日照時間が減る点の住民の合意はなされているか。住民説明会で十分な説明がされているか。
 |